

山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「効率化実施要綱」という。）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「経営強化実施要綱」という。）に規定する経費として交付する山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、効率化実施要綱別記Iの第1の3の(1)のイ及び経営強化実施要綱別記の第1の4の(1)のイに定める助成対象者（以下「助成対象者」という。）が実施する事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村に交付するものとし、その補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定

める軽微な変更の場合、この限りでない。

- 2 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 3 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（着工）

第6条 効率化実施要綱別記Ⅰの第1の5の（3）及び経営強化実施要綱別記の第1の6（3）の事業の着工は、原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、市町村長が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第5号）を知事に提出するものとする。この場合において、市町村長は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（遂行状況報告）

第7条 市町村長は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、翌月10日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。ただし、次条第2項の概算払請求書を提出する場合は、これをもって当該報告書に代えることができるものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 市町村長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第8号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するにあたり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により

速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(財産の管理等)

第 11 条 市町村長は、助成対象者に対し、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、効率化実施要綱第 8 の 1 又は経営強化実施要綱別記の第 1 の 9 の（1）の規定に基づき処分制限期間を設定し、適正に管理運営するよう指導するものとする。

(財産の処分の制限)

第 12 条 取得財産等については、前条で定めた処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 13 条 補助金の交付を受けた市町村長及び助成対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の処分制限期間中については、関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第 14 条 本要綱により提出する書類は、正副 2 部を所管する農務事務所に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

別 表

補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>効率化実施要綱別記Ⅰの第1の3の(1)のウに定める助成対象となる事業内容等に基づいて実施する事業に要する経費</p>	<p>3/10以内</p>	<p>補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 <p>を伴わない場合</p>
<p>経営強化実施要綱別記の第1の4の(1)のウに定める助成対象となる事業内容等に基づいて実施する事業に要する経費</p>	<p>1/2以内</p>	<p>補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 <p>を伴わない場合</p>

(様式第 1 号)

第 年 月 号
日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付申請書

令和〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
・事業計画表 (別記様式第 1 - 1 号)

事業計画(実績)表

1 事業の目的

2 事業の計画(実績)及び経費の配分

(単位:円)

事業内容	導入する機械・施設の規格・規模等	総事業費	事業に要する経費 (事業に要した経費)	負担区分				備考
				国庫補助金 (A)	融資 (B)	融資 (C)	その他 (D)	

※「備考」欄には、仕入れに係わる消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「合計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)を記入すること。

3 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

4 収支予算(精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
計					

(様式第2号)

第 年 月 日
第 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 市町村長は、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知、以下「国交付要綱」という。）、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「効率化実施要綱」という。）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「経営強化実施要綱」という。）に従わなければならない。

- (2) 市町村長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱別表に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市町村長は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した補助金について、次の条件に従わなければならない。
- ① 市町村長は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ② 市町村長は、実績報告の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- また、市町村長は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について同様式により知事に報告しなければならない。
- (6) 市町村長及び助成対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、効率化実施要綱第8の1又は経営強化実施要綱別記の第1の9の（1）の規定に基づき適正に管理運営するものとし、市町村長は助成対象者が整備した施設等について、処分制限期間中に国交付要綱第19で処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、効率化実施要綱第8の2又は経営強化実施要綱別記の第1の9の（2）の規定に基づき財産処分の申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- (7) 前記の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (8) 市町村長は、本事業に関して交付対象者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を県を経由し国へ返還しなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を知事に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の処分制限期間中については、関係書類を保管しなければならない。

10 市町村長は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国交付要綱別記様式第11号による補助金調書の作成に努めるものとする。

(様式第3号)

第 年 月 日
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

補助事業に要する経費 金 円 □ □

補助金の額 金 円

3 添付書類

・事業計画表 (別記様式第1-1号)

(補助金の交付決定を受けた事業内容及び経費の配分と、変更後の事業内容及び経費配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。)

(様式第4号)

第 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由（具体的に記述）
- 2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第5号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金に係る交付決定前着工届

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業に係る支援計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出します。

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(単位：円)

整備内容	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前 着工の理由

(様式第6号)

第 年 月 号 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により事業遂行状況を報告します。

総事業費	事業の遂行状況				備考
	12月31日までに完了したもの		12月31日以降に完了するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(様式第7号)

第 年 月 号
日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払い請求額 円

2 内訳

(単位：円)

補助事業に要する経費	県補助金(A)	既概算交付額(B)		今回請求額(C)		残額(A)-(B+C)		事業完了予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名・支店名

預金種別

口座名義

口座番号

(様式第8号)

第 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、次のとおり事業を実施したので、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求する。)

1 添付書類

(1) 事業実績表 (別記様式1-1号に準ずる。)

※軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(2) 関係書類及び支払先のわかる書類

2 精算払いの場合、支払先口座を明記する。

口座振替

金融機関名・支店名

預金種別

口座名義

口座番号

(様式第9号)

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

※ 記載内容確認のため、以下の資料を添付

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等があるもの）
- ・ 申告書付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出）
- ・ 消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・ 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

※ 記載内容確認のため、以下の資料を添付

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が確認できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(様式第10号)

第 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 代表者名 印

令和〇〇年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金財産処分承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、同補助金交付要綱第12条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

(添付書類)

財産管理台帳
その他知事が必要と認める書類